

養成講習会・認定試験

普

都道府県連盟会長 推薦状

公益社団法人日本武術太極拳連盟 殿

下記の者は、「公認武術太極拳指導員規則」第4条(指導員の資質の基本基準)および第8条(受験資格)の条件を満たし、第5条(指導員の任務)を遂行する条件を有するものであり、この度の公認普及指導員養成講習会および認定試験を受講・受験する有資格者としてここに推薦申し上げます。

また、下記の申請者の受験資格(年齢、指導歴)等に不実の記載が無いことを、申請者の所属都道府県連盟会長として責任を持って保証いたします。

2016年____月____日

都道府県連盟名：_____(団体印)
(受験者の所属団体が加盟している都道府県連盟)

会長名：_____(会長印)

受講・受験 申請書

公益社団法人日本武術太極拳連盟 殿

下記の記載事項に基づいて、公認普及指導員養成講習会および認定試験を受講・受験することを申請します。

2016年____月____日

受講・受験する都道府県名(在住している都道府県連盟に限る) (都道府県名を記入)
⇒

氏名	ふりがな	性別 男・女	生年月日		国籍 ・日本 ・他 ()
	(印)		西暦 19__年__月__日(満__歳) ※受験日現在の年齢を記入		
住所	〒			電話番号 - -	

技能検定 級・段位 資格取得

1級取得 (該当する年度を記入し、前・後期いずれかを○印で囲む)	段位取得 (取得した段位と年度を記入)
① ____年度 前期・後期、 ____検定委員会(取得した都道府県名を記入)	① ____段 ____年度 ____検定委員会(申請した都道府県名を記入)
② ____年度 中央検定委実施 特別措置受験による	② ____年度 中央検定委実施 特別措置受験による

※ 上記の級位または段位の登録時と現在の氏名に変更がある場合は旧氏名を記入 旧氏名：

所属団体名(都道府県連盟の加盟団体名)	所属団体での役職・資格名 (特に無ければ記入不要)
太極拳学習歴 (中断期間があれば差し引いて、実質的な学習期間の合計を記入) ____年____ヵ月(____年____月に学習開始)	日本連盟の公認資格名(公認審判員資格等) (特に無ければ記入不要)

< 参 考 > = (特に無ければ記入不要)

他のスポーツ指導歴：種目名＝____、指導歴＝____年____ヵ月、資格名：____

参考

公益社団法人 日本武術太極拳連盟

JAPAN WUSHU TAIJIQUAN FEDERATION

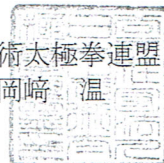
〒102-0085 東京都千代田区六番町9 九番館ビル2階
TEL 03-3265-9494 FAX 03-3265-9550
Kyubankan Bldg. 2nd Floor, No. 9 Rokubancho, Chiyoda-ku Tokyo JAPAN
http://www.jwtf.or.jp/ E-mail: jwtf@jwtf.or.jp

文 発 第 3 5 4 1 号
2 0 1 6 年 2 月 8 日

都道府県連盟代表 各 位

申請期限：4月8日(金)

公益社団法人日本武術太極拳連盟
専務理事 岡崎 温



2016年(第25期)公認普及指導員 認定実施のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
標記に関し、下記の書類を同封してご案内申し上げます。

- 1) 実施要綱 (2部)
- 2) 公認普及指導員推薦状・申請書 (3部=複写して使用)
- 3) 受験資格審査報告書 (1部)
- 4) 認定登録料一括納付書 (1部)

都道府県連盟および加盟団体各位におかれましては、技能検定1級以上の取得者のできるだけ多くの方々が普及指導員認定にチャレンジすることにより、普及基盤をより一層強化し、技術向上に役立てることができるとをご理解いただき、多数の受講・受験者を募って、実施していただくようお願いいたします。

敬具

記

1. 検定1級以上の取得者だけが申請できる：

普及指導員認定は、太極拳技能検定1級以上の取得者だけが受講・受験できます。「公認普及指導員推薦状・申請書」には、級・段位取得について記入する欄が設けられています。この欄の記入に不備がある申請書は受理されませんので、実施都道府県連盟(地方認定委員会)でよろしくご点検下さい。

申請の対象者は、原則として1995年度以降2014年度前期・後期に1級以上を取得した人に限られます。ただし、**2015年度後期**に実施した1級検定に合格した人については、日本連盟・太極拳技能検定委員会への登録はまだ完了していませんので、このような人が本件の受験申請をする場合は、本人の「公認普及指導員推薦状・申請書」に、実施済みの「**太極拳1級申請・登録報告用紙(様式1級-1)**」の写しを添付して提出して下さい。この用紙の添付が無い場合は、申請要件の欠如として受理されませんので、ご注意下さい。

2. 公認普及指導員は指導歴の有無を要件としない：

1998年6月20日付け文書「全日本大会、公認指導員資格等に関する決定事項」に基づいて従来、公認普及指導員の受験資格に要求されていた指導歴規定(指導歴1年以上)は2001年度から廃止されました。

地域の普及活動を担い、普及指導員資格をこれから取得しようとする人の多くは、必ずしも1年以上の指導機会が得られるとは限らない実情に鑑みて、普及指導員に限っては受験資格から指導歴規定を除くことにしたものです。

3. カリキュラム：

実施の内容は、1996年5月18日に全国6ブロックで実施した「公認普及指導員・ブロック別研修会」で確認したものと同一のもので実施しますが、その後の実施を踏まえて改善すべき点については、「2016年度第25期認定、認定委員用実施資料」にまとめて、実施前に実施都道府県連盟の認定委員宛てに送付いたします。

4. 普及指導員認定は在住所地都道府県連盟に申請：

実施要綱第2頁の〈受験地〉の項をご参照下さい。

普及指導員は、地域での普及を推進することが主たる任務であることから、普及指導員の名簿管理は、在住都道府県連盟が一括して行うことが原則となっています。このことから、普及指導員認定の申請と受講・受験は、申請者の所属団体の所在地に関わりなく、必ず、申請者の在住所地の都道府県連盟に対して行われなければなりません。

この原則は、申請者の所属団体の変更を求めるものではありません。普及指導員資格の取得に限って、在住所地都道府県連盟で手続を行うことを求めるものです。

－ 認定を実施する地方認定委員会は、非在住者の申請を受理しないよう、ご注意ください。

－ 認定を実施する地方認定委員会は、申請者の所属団体が当該都道府県連盟の加盟団体でない場合でも、申請者が当該地の在住者であればその申請を受理しなければなりません。この場合は、申請者の所属団体が非加盟団体であっても、その団体を通じて申請を受理し、その団体を通じて通知等を行って下さい。

－ 上記の場合、認定を実施する当該地方認定委員会・都道府県連盟と受験者が所属する非加盟団体は、相互の立場を尊重して協力態勢をとるよう、よろしくお願いいたします。

5. 認定委員：

1) 日本連盟は、実施都道府県連盟に、4月8日（金）頃に、認定委員の推薦を求めるアンケートを送付し、4月18日（月）までにこのアンケートに対する回答を入手したうえで、当該都道府県連盟に4月下旬に、認定委員の委嘱状を送付する予定です。

2) 5人の認定委員の日当は一律1人5千円です。

6. 合否判定・認定登録料納付の取り扱い：

各地方認定委員会が行った合否判定は、事務作業を合理化し、迅速化するために、実施要綱の4頁、〈10) 報告、および 11) 合否判定の承認と認定証・証明書の送付〉に基づいて行うこととします。

－ 日本連盟は原則として、各地方認定委員会が行った合否判定通りに承認する。

－ 各地方認定委員会は、実施後、直ちに合格者の認定登録料(2万円)を徴収し、7月15日(金)までに報告書類(「合否判定表」、「一括納付書」、「会計報告用紙」)を一括して日本連盟に送付し、併せて、2万円の認定登録料のうち5割の取扱手数料を差し引いて、1万円×登録申請者人数分の合計金額を一括して日本連盟指定口座に納付する。

－ 日本連盟は、8月下旬頃までに、認定証・証明書を各地方認定委員会に送付する。

－ 日本連盟は、万一、各地方認定委員会が行った合否判定が不適切に行われたものであることが後日判明した場合は、判定承認を取り消すことができる。

上記の通りよろしくお願いいたします。

以 上

同封書類：

認定を実施する都道府県連盟宛て： 書類 1) ～ 4)

2016年度(第25期) 公認普及指導員(太極拳)認定

実 施 要 綱

公益社団法人日本武術太極拳連盟

1. 実施日・実施連盟

都道府県連盟が下記の日程で実施する。

- 5月 8日(日) 1) 群馬県 2) 福井県 3) 滋賀県 4) 岡山県
5月15日(日) 1) 福島県 2) 茨城県 3) 東京都 4) 新潟県 5) 岐阜県 6) 兵庫県 7) 広島県
8) 香川県 9) 熊本県
5月21日(土) 1) 福岡県
5月22日(日) 1) 岩手県 2) 宮城県 3) 埼玉県 4) 奈良県 5) 和歌山県 6) 鳥取県 7) 山口県
8) 宮崎県
5月28日(土) 1) 静岡県
5月29日(日) 1) 山梨県 2) 石川県 3) 佐賀県 4) 大分県
6月 4日(土) 1) 神奈川県 2) 大阪府
6月 5日(日) 1) 秋田県 2) 千葉県 3) 長野県 4) 富山県 5) 愛知県 6) 三重県 7) 愛媛県
8) 鹿児島県
6月12日(日) 1) 栃木県 2) 京都府 3) 高知県 4) 沖縄県
6月19日(日) 1) 北海道 2) 山形県

(日程調整中=青森県、徳島県 不実施=島根県、長崎県)

2. 事業日程

- 4月 1日(金) 都道府県連盟への申込み締切り(都道府県連盟加盟団体から実施都道府県連盟に)
4月 8日(金) 申請締切り(実施都道府県連盟から日本連盟に)
4月 8日(金) 認定委員 推薦アンケート発送(日本連盟から実施都道府県連盟に)
4月18日(月) 同 上 回答締切り(実施都道府県連盟から日本連盟に)
4月11(月)～15日(金) 受験票・教材発送(日本連盟から実施都道府県連盟に、早期実施県から順に発送)
4月下旬 認定委員の委嘱状発送(日本連盟から実施都道府県連盟に)
5月8日(日)～6月19日(日) 認定実施
7月15日(金) 判定結果報告・登録料一括納付・会計報告締切り(実施都道府県連盟から日本連盟に)
8月下旬 認定証・証明書発送(日本連盟から実施都道府県連盟に)

3. 養成講習会・認定試験 時間割

- 9:00～9:40 受付
9:40～10:00 開講式、諸注意、講師紹介
10:00～12:00 学科講習、筆記試験(択一式)
12:00～13:00 昼食、休憩
13:00～14:00 『入門・初級太極拳』指導法研修(実技)
14:00～15:00 集団演武研修(実技)
15:00～16:50 指導実技研修(実技)
16:50～17:00 閉講式、解散 (昨年度の実施内容と同様の内容で実施する)

4. 養成講習の内容と認定試験の方法

◎普及指導員の資質の基本基準:

普及指導員は、太極拳指導に関する基礎知識および技能を有し、初級者の太極拳指導ならびに管理ができるもの(「指導員規則」第4条第1項)とする。養成講習会と認定試験はこの基本基準に適合するよう実施する。

◎普及指導員の受験資格：

認定試験当日現在に満20歳以上で、加盟団体会長の推薦を受けることができ、「太極拳1級」またはそれ以上の段位を有する人は、公認普及指導員認定試験を受験することができる。従来の指導歴規定は廃止するので、指導経験が無くても受験することができる。

◎講習の範囲：

1) 学科講習；

学科講習は、従来通り(第1～21期)と同様の方式で行う。受講者に事前に配布する『太極拳指導教本』の①「太極拳の基礎理論」、②指導実習＝「指導法概論」のうち基礎的な部分、および『太極拳実技テキスト』の第1章、「基本姿勢と基本動作の要領」に限定して講義を行う。受講者は事前に配布された教材を予め学習し、講習は試験に向けた重要ポイントのみを講義する。

2) 指導実技講習；

- ①『入門・初級太極拳』の基本的な指導要領を講習する。
- ②「北京アジア大会開幕式集団太極拳演武」の際に採用された音楽と動作の一致について講習する。
- ③ 24式太極拳における基本的、重点的な動作の要領と、その指導方法について講習する。

◎試験方法：

学科試験；

上記1)の学科講習の内容について、択一式回答方式の筆記試験を行う。100点満点中50点以上を得た者を学科試験の合格者とする。

実技試験；

技能検定1級以上の合格者を対象とするので、24式太極拳の実技試験は行わない。

5. 試験の合格基準

学科試験50点以上を得た者を合格者とする。

6. 実施地と申請の方法

実施地

普及指導員認定は都道府県連盟が実施する。

単独で実施するだけの受験者がいない県連盟は、隣接する都道府県連盟と合同で実施することができる。合同実施する場合は、日本連盟への手続き窓口をいずれか1つの都道府県連盟に特定して実施する。

受験地

普及指導員は在住地の都道府県連盟が名簿管理する原則に基づいて、普及指導員認定を申請する者は、申請者の在住地の都道府県連盟に申請を行い、その在住地の都道府県連盟が実施する普及指導員認定試験を受験しなければならない。

技能検定1級は申請者の所属団体が当該都道府県連盟の加盟団体であれば非在住地で受験することができるが、普及指導員認定の受験地は在住地に限られる。

都道府県連盟は、申請者の所属団体が当該都道府県連盟の加盟団体でない場合でも、申請者が当該地の在住者であれば、その申請を受理しなければならない。

受講・受験料 1人＝1万円

申請方法

1. 所定の申請書の推薦状欄に本人が所属している団体が加盟している都道府県連盟印と都道府県連盟会長印を捺印し、申請書欄に申請者本人が署名・捺印し、所定の記載事項を記入し、写真2枚(よこ2.5×たて3.0センチで裏面に本人の氏名を記入)を添付し、4月1日(金)までに在住都道府県連盟に送付する。

併せて、受講・受験料計1万円×人数分を在住都道府県連盟が指定する銀行口座に振り込む。いったん納付された受講・受験料は、受講・受験を取り止めても返還されない。当該都道府県連盟に受験申請する団体は、受講・受験料を当該連盟が指定する銀行口座に振込み、申請書類を送付する。申請書には必ず「受講・受験会場」として在住都道府県連盟を明記する。

2. 実施都道府県連盟は、下記の<8. 地方認定委員会(実施都道府県連盟)の業務>の記載に基づいて、申請書類を一括して、4月8日(金)までに、日本連盟に送付する。

7. 実施組織=都道府県別認定委員会の構成

普及指導員認定を実施する各都道府県連盟に、(都道府県)普及指導員認定委員会(以下、地方認定委員会という)を設置する。

この委員会は委員長1人、委員長代理1人、認定委員5人で構成する。

- ① 委員長は、当該都道府県連盟会長が担任する。
- ② 委員長代理1人は、当該都道府県連盟が指名して担任し、認定事業を総括する。
- ③ 認定委員は、

認定委員 5人：

- － 認定委員は、当該地域の日本連盟本部役員、委員会正副委員長、指導員委員会講師、公認指導員および当該地域の普及担当責任者のなかから、地方認定委員会委員長が推薦し、日本連盟会長が委嘱する。
- － 地方認定委員会は、4月8日までに日本連盟が発送する推薦アンケートに対して、推薦する認定委員の氏名を、4月18日(月)までに日本連盟に回答して通知する。
- － 認定委員は、講習会・認定試験における学科および実技の講師を担当し、準備・運営および認定試験の採点・判定に関与する。
- － 認定委員のもとに、準備および運営の実務を行う庶務を設けることができる。

主任認定委員1人：

- － 地方認定委員会は、5人の認定委員のなかから1人の主任認定委員を指名して、日本連盟に通知する。
- － 主任認定委員は、認定委員の業務を把握し、5人の認定委員のなかから、講習会における学科および実技の担当講師を指名し、準備・運営および認定試験の採点・判定に関する事項を統括する。

8. 地方認定委員会(実施都道府県連盟)の業務

1) 会場の設定；

- － 実施日(日曜日一日 9:00~17:00)に体育館を借りる。午前中は学科講義・学科試験を実施できる会場とする。

2) 申込受け；

① 実施要綱・申込書類の配布

- － 日本連盟より送付された実施要綱・申込書類のひな型を必要部数複写して、県連盟加盟団体に送付する。その際費用(講習料・受験料)の振込銀行口座を設けて通知する。

② 受け；

- － 県連盟加盟団体から申込書類(申請書、推薦状等)と費用を受け取る(申込締切: 4月1日(金))。
- － 受験資格審査を行う。申込者の書類記載事項に不備がないかどうか、および受験資格に適合しているかどうか(年齢20歳以上、実施都道府県在住、検定1級以上取得、加盟団体名)を点検・審査する。
- － 費用はそのまま留保し、各申込書類の原本を保存して、下記の書類等を日本連盟に送付する。

3) 日本連盟への申請期限と申請書類；

4月8日(金)の申請期限までに日本連盟に必着するように、下記の書類等を送付する。

- ① 「都道府県連盟会長推薦状付き受講・受験申請書」の写し各1部(原本は都道府県連盟が保存)
- ② 「資格審査報告書」1部
- ③ 申請者の写真1枚(裏面に本人氏名が記入されたもの)(他の1枚は都道府県連盟が保存)

4) 使用教材の手配；

教材として『太極拳指導教本』と『太極拳実技テキスト』を使用する。『太極拳指導教本』は下記5)により、日本連盟から送付される(受講料に含まれる)が、『太極拳実技テキスト』は、受講・受験者が事前に加盟団体から自己費用で購入する(受講料に含まれない)。都道府県連盟または加盟団体は、規定の発注方法で、同テキストを日本連盟から入手して、購入を希望する受講・受験者に配布する。

5) 受験票・教材の送付；

日本連盟から、受験者数分の受験票と『太極拳指導教本』が送付されるので(4月11~15日頃)、受験票に受験番号、受験者氏名を記入し写真を貼付したものに教材を添えて加盟団体に送付する。

6) 事前打合せ；

実施日の前日の土曜日または事前の任意の日に、認定委員会の委員長代理と認定委員および庶務との合同打合せを行うために、日時と会場を設定する。

- 7) 宿泊手配
 宿泊が必要な認定委員の宿泊手配(土曜日一泊)
- 8) 会場運営
 ① 会場設営——受付、必要機材の設営、 ② 受付——受講者の受付
 ③ 昼食手配——食堂利用または弁当用意等、会場の状況に応じて手配
 ④ 進行手配——開講式、進行案内、閉講式等
 ⑤ 講習会の講師補助、および認定試験の試験官としての業務——受講者の数にもとづいて手配する。
- 9) 採点・判定
 — 認定委員全員で、当日の試験終了後に筆記試験の採点をし、「合否判定表」を作成、認定委員5人の署名をする。
 — 試験実施後3日以内に、試験の出題回答用紙の全部数を、日本連盟宛に返送する。
 — 地方認定委員会の「合否判定表」をもって、実質的な合否判定とすることとし、地方認定委員会は、合否の発表、合格者の認定登録料の受領作業を進める。
- 10) 報告
 地方認定委員会は、認定実施後7月15日(金)までに、下記の報告書①、②、③を日本連盟に提出し、④の認定登録料を納付する。
- ① 5人の認定委員の署名をした「合否判定表」に、認定委員長の署名と都道府県連盟印を付し、原本を日本連盟に提出する。コピーは、都道府県連盟で保管する。
 (「合否判定表」の作成用紙は、認定実施日以前に、日本連盟から地方認定委員会宛てに送付する)。
- ② 下記9. の「普及指導員・登録料一括納付書」に、合格者数・登録申請者数と登録金額を記入して提出する。
- ③ 下記9. で指定する「会計報告用紙」(後日送付)を提出する。
- ④ 登録料合計金額から、下記9. に基づいて地方認定委員会の取扱い手数料を差し引いた、日本連盟宛て納付金額を下記の日本連盟指定口座に納付する。
- 11) 合否判定の承認と認定証・証明書の送付
 — 日本連盟常務理事会・理事会は、地方認定委員会の合否判定結果について、原則として「合否判定表」の通りに承認する。
 — 「普及指導員・登録料一括納付書」と納付された認定登録料の合計金額を確認した後に、認定証・証明書を各地方認定委員会に送付する。
 — 日本連盟は、地方認定委員会の「合否判定表」を原則としてそのまま承認するが、万一、地方認定委員会の判定処理が不適切に行われたことが後に判明した場合は、十分に審査したうえで、判定承認を取り消すことが出来る。

9. 会計処理

- ① 認定登録料；
 — 認定登録料は、実施地方認定委員会が一括して、上記8. の10) 報告の際に、下記の日本連盟指定口座に納付する。
 — 地方認定委員会は、認定登録料1人2万円の100分の50=1万円を取り扱い手数料として受領し、残り1万円×登録申請者人数の合計金額を日本連盟に納付する。
- ② 受講料・受験料；
 — 地方認定委員会は、受講者より振り込まれた費用で、上記の業務に関わる経費を支出し、上記10) の報告の際に、日本連盟が後日、実施地方認定委員会に送付する「会計報告用紙」で、下記の事項についての支出明細を報告する。
 ・ 会場費、会場設営費、 ・ 事務通信費、・ 旅費、滞在費(認定委員分)
 — 残金は下記の日本連盟指定口座に送金し、事前研修会費用、教材製作費等の支出に充当する。
 — 残金の金額によっては、日本連盟から地方認定委員会に、後日、特別還付金を交付する。

納付指定銀行口座：

みずほ銀行 四谷支店 普通預金口座1025478 公益社団法人日本武術太極拳連盟

- ③ 認定委員の日当規定：
 5人の認定委員に一律1人5千円を給付するものとする。

以上